

- NPO首都圏事業再生支援センター
- NPO関西事業再生支援センター
- NPO東海事業支援機構
- NPO西日本事業支援機構
- LLP企業活性化支援センターひろしま
- NPO東日本事業支援機構

金融円滑化法の活用について 1

1. 金融円滑化法の誕生

昨年12月4日、政権交代間もない民主党政権の目玉として「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」がスタートしました。名称が長いので、金融円滑化法あるいは単に、円滑化法と短縮されることが多いようです。本稿でもこの例にならい、そう呼ぶことにします。

これは、リーマンショック以降の不況にあえぐ中小零細企業を救うべく、金融機関に対する支払いの軽減などをしやすくした措置であると言えます。臨時措置とあるように、この法律には期限が設けられており、平成23年3月31日までとなっています。モラルハザードの招来(苦しくなれば無理して返さなくてもよいのだと安易に考え行動してしまうこと)を防ぐ意味合いもあるのだと思います。

2. 金融円滑化法の中身

本法の中身については金融庁のHPなどに詳しく載っていますのでここでは詳述は避けませんが、私自身がクライアントからよく受ける質問とその回答を以下にまとめてみたいと思います。

(1) 金融円滑化法の利用を申し込むと

新規融資が出なくなるのでは？

金融円滑化法の施行と同時に金融検査マニュアルが改定されています。その結果、円滑化法を利用した事のみをもって債務者格付を落とされる事はなくなりましたので、依然として新規融資を受けることは可能です。勿論、会社の生むキャッシュが少なく、完済までに20年や30年もかかるような利益しか出せないようであれば新規融資を受けることは困難ですが、これは円滑化法とは別の問題です。

(2) 従来のリスク(返済金額の軽減)との

違いは何ですか？

いくつかありますが我々借り手に直接関係する違いは次の通りです。

① 「貸付条件の変更」の申し出を

承諾してもらいやすくなった

金融円滑化法では、金融機関が返済猶予の申し出等に応じることを、金融機関の努力義務としています。当初は義務化する方針であったのですが、金融界の猛反対を受けて修正されたものです。しかしながら努力義務ではあっても、承諾した件数や断った件数を金融庁に報告する義務が課せられましたし、「そんな申込みをすると新規融資が出なくなりますよ」「保証人に迷惑がかかりますよ」などと金融機関側が言えば、その対応を不適切だとして金融庁に通告するホットラインまで設けられています。仮に申込みに来た顧客が金融庁に通告すれば大変な事になります。金融庁から即刻、当該金融機関の上層部に連絡が入り、担当役員から現場の支店長がこっぴどく叱責されることとなります。

金融機関の人事考課はガチガチの減点主義ですので、金融庁からの指導が入れば、その原因を作った支店の支店長や担当管理職の昇進も、おそらく数年は凍結されるのではないかと思います。

従って、従来のリスク時の対応、つまり胡散臭そうに「何をしに来たのか？迷惑な話も甚だしい」という対応とは打って変わり、腫れ物に触るようにお客様扱いをする金融機関が急増しているやに仄聞します。“申し出に応じて中小企業の再建を支援する。”というのが本法案の趣旨ですので、従来のリスクの申込みとは違って、承諾してもらえる可能性はずっと高くなりました。

② 「貸付条件の変更」の申し出時には

事業計画の提出は不要

従来ですと、リスクの申込みに行こうものなら「再建計画を出せ」「保証人を追加しろ」「金利を上げる」など大変でしたが、円滑化法の申込みには再建計画の提出は不要となりました。金融検査マニュアルが改定された結果「最長1年以内に経営改善計画等を策定できる見込みがあれば不良債権とはしない」となっていますので、まずは減額をしてもらってから、ゆっくりと再建計画を検討する事が可能となりました。

(以下、次号に続く 次回掲載は5/10の予定です)

NPO 法人西日本事業支援機構 アドバイザー 矢島健二

◆ 事業再生支援センター・イベント情報【さいせいニュース読者は以下のセミナーに参加(有償)できます。事務局にお問合せください】

- 4月20日(火)17:30~NPO 東日本主催プロフェッショナルセミナー / 5月10日(月)15:00~NPO 東海主催プロフェッショナルセミナー / 5月11日(火)16:00~NPO 関西主催プロフェッショナルセミナー / 5月12日(水)LLPひろしま主催プロフェッショナルセミナー / 5月14日(金)15:00~NPO 首都圏主催プロフェッショナルセミナー

◆ さいせいニュースのご案内

さいせいニュースは、事業再生支援センター(NPO 首都圏、NPO 関西、NPO 東海、NPO 西日本、NPO 東日本、LLPひろしま)主催の経営者向けセミナー(事業再生・経営改革・地域活性等のテーマ)に参加された方に発行しています。毎月10日を目途に定期的に発行しています。当ニュースの受信不要・拒否、ご意見、お問合せ等は、下記の事業再生支援センター協議会事務局までお願いいたします。

◆ お問い合わせ先【各地域 NPO へのご相談、事務局へのお問い合わせは下記までお願いいたします】

NPO 首都圏	TEL:03-5957-3786	NPO 関西	TEL:06-6452-3912	NPO 東海	TEL:052-231-0166
NPO 西日本	TEL:077-521-6946	NPO 東日本	TEL:048-829-8221	LLPひろしま	TEL:0120-928-980
事業再生支援センター協議会 事務局			TEL:03-5367-1558、FAX:03-5367-1668		